

任期制の教員に関する規程

(平成30年4月1日)

最新改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律（以下「大学教員任期法」という。）」（平成9年6月13日法律第82号）の規定に基づき、東京家政大学・東京家政大学短期大学部（以下「本学」という。）に任期（以下「雇用期間」という。）を定めて雇用する教員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における教員とは、大学教員任期法の規定に基づき雇用期間を定めて雇用する教員（以下「任期制教員」という。）をいう。

2 前項以外の目的により雇用する教員（教育職員）については、別に定める。

(対象職名、所属組織、身分、雇用期間、学内関連規程等)

第3条 任期制教員の対象職名、所属組織、身分、雇用期間、学内関連規程等は、別表のとおりとする。

(契約更新)

第4条 任期制教員の雇用期間の更新に関して、本学が必要と認めた場合の契約更新に関する事項は、別表に定めるほか、別表に示す当該任期制教員の規程等において定める。この場合の契約更新とは、当該雇用期間の上限年数に達し、同一職に引き続き雇用されることをいう。

2 前第2条第2項に定める教員（教育職員）を採用する必要がある時は、雇用期間の上限年数または契約更新の上限回数に到達する者を含めた候補者の中から選考することができる。

(規程の適用)

第5条 この規程に定めのない事項は、別表に示す当該任期制教員の規程等において定める。

(規程の公表)

第6条 この規程は、本学のホームページ等に掲載して広く周知を図るものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経た後、学長および理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条および第4条関係）

対象職名	所属組織	身分	雇用期間 (上限)	契約更新に 関する事項	学内関連規程等
期限付教授	各学科 各科	専任 教員	2年	更新は1回に限り可 能とし、雇用期間は 2年とする	期限付教育職員（大学およ び短期大学部）の雇用規程 期限付教育職員（助教は除 く）の採用および所属、担 当業務等の取扱いに関する 内規
期限付准教授	各学科 各科	専任 教員	2年	更新は1回に限り可 能とし、雇用期間は 2年とする	期限付教育職員（大学およ び短期大学部）の雇用規程 期限付教育職員（助教は除 く）の採用および所属、担 当業務等の取扱いに関する 内規
期限付講師	各学科 各科	専任 教員	2年	更新は1回に限り可 能とし、雇用期間は 2年とする	期限付教育職員（大学およ び短期大学部）の雇用規程 期限付教育職員（助教は除 く）の採用および所属、担 当業務等の取扱いに関する 内規
期限付助教	各学科 各科	専任 教員	3年	更新は2回まで可能 とし、雇用期間は1 年とする (最大2年間)	期限付助教に関する規程
特任教授	各学科 各科 教員養成教育 推進室	専任 教員	3年	更新は2回まで可能 とし、雇用期間は1 年とする (最大2年間)	特任教員に関する規程
特任准教授	各学科 各科 教員養成教育 推進室	専任 教員	3年	更新は2回まで可能 とし、雇用期間は1 年とする (最大2年間)	特任教員に関する規程

特任講師	各学科 各科 教員養成教育 推進室	専任 教員	3年	更新は2回まで可能 とし、雇用期間は1 年とする (最大2年間)	特任教員に関する規程
客員教授	研究科	非常 勤者	1年	必要な期間、更新可 能とする。	東京家政大学客員教授制設 置内規